**第５章　府における医療的ケア児者を受け入れる体制整備及び人材育成への支援**

≪事業概要≫

大阪府では、在宅で生活されている医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の方が、身近な医療機関において医療型短期入所（ショートステイ〔P26参照〕）を利用できるよう、一定の要件を満たす方を短期入所で受け入れた医療機関に対し補助金を交付する「医療型短期入所支援強化事業」を実施しています。

≪対象要件≫

大阪府内（政令市を除く（※１））在宅の障がい児者の方で、運動機能が座位（立てない）までであり、かつ、判定スコア（※２）が10点以上の方。

※１大阪市及び堺市にお住まいの方の利用については、当該市を通じて　補助します。

※２判定スコアとは、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成22年3月5日保医発0305第2号）の別添6の別紙14「超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準」の2．判定スコアを指し、実施機関（医療機関）で判定を行います。

・事業主体：大阪府（28年度より、大阪市民・堺市民の利用についても対象）

・助成事業所：医療機関が実施する医療型短期入所事業所

（空床利用型のみ）

≪事業所一覧≫

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shisetsufukushi/iryou-tankinyusyo/index.html>※QRコードは72ページ

※大阪市民・堺市民の利用については当該市を通じて補助

　・助成額：１日あたり 10,300円を上限

○支給決定について：お住まいの市町村の障がい福祉担当課

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.xls> <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.pdf>

※QRコードは67ページ

○利用や具体的な手続きについて：各実施病院のお問い合わせ窓口

（１）医療型短期入所支援強化事業

≪事業概要≫

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、退院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）等が増加しています。

こうした状況を踏まえ、医療的ケア児等が地域において必要な支援を受けながら安心して生活し続けることができるよう、多様化する医療的ケア児等のニーズを的確に把握し、関係機関との連携調整を行うための体制を整備し、きめ細かで適切な支援につなぐため、それらをコーディネートする者を養成することを目的とし、国が定めるカリキュラムに基づく研修を実施します。

≪受講対象≫

市町村から医療的ケア児等コーディネーターを担う者として推薦を受けた者

（２）医療的ケア児等コーディネータ―養成研修

５６

≪事業概要≫

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、退院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）等が増加しています。こうした状況を踏まえ、医療的ケア児等が地域において必要な支援を受けながら安心して生活し続けることができるよう、それらを支援する者を養成するため、国が定めるカリキュラムに基づく研修を実施します。

≪受講対象≫

　医療的ケアが必要な者に対して現に支援している者。または、今後支援を行う予定・意思のある者。

（３）医療的ケア児等支援者養成研修

≪事業目的≫

重症心身障がい児を受け入れている通所支援事業所（医療型児童発達支援センター〔P24参照〕、主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等〔P24参照〕）を対象に、支援技術の向上を図っています。

また、新規に受け入れを検討している事業所等に対し、支援のノウハウを提供することで、重症心身障がい児を支援する事業所の設置促進を図っています。

≪事業概要≫

　重症心身障がい児の支援については、福祉的な支援スキル、医療的な支援スキルの両側面が求められるため、①福祉的な面からの機関支援（全職種対象）、②医療的な面からの機関支援（看護師等医療従事者対象）の二側面から事業を実施しています。

・福祉的な面（全職種対象）

　H３０年度に支援ツール（支援現場での介助姿勢や遊びの支援の実践について技法や事例、Q&Aを示したもの）を作成。R元年度以降、支援ツールを活用した機関支援を実施。

（機関支援内容） 全体研修会、専門相談会、事例検討会、見学・実習、相談への助言

・医療的な面（看護師等医療従事者対象）

　看護師等医療従事者は各事業所で単独配置であることが多く、助言指導が不足している状況にある。H３０年、R元年度に事業所の医療従事者へのヒアリングやアンケートを実施。得られた意見をもとに、機関支援を実施。

（機関支援内容） 全体研修会、専門相談会、事例検討会、見学・実習、相談への助言

（４）障がい児等療育支援事業（重症心身障がい児者支援）

　５７

**（４）障がい児等療育支援事業（重症心身障がい児者支援）**

≪事業目的≫

　医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

≪事業概要≫

　医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者〔たんの吸引等を行う者〕である保育士等又は看護師等の対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。

加えて、必要に応じて以下の取組を実施する。

・医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する（研修受講や代替職員の配置に要する費用の補助）

・医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う等

（５）医療的ケア児保育支援モデル事業

　５８

≪事業目的≫

身体に障がいのある児及び慢性特定疾病児を早期発見し、障がいの受容や適切な医療・療養を確保します。

また、障がい・難病児を持つ保護者の育児不安の軽減や、障がい・難病児の生活の質の向上を図り、地域の療育支援体制を推進します。

≪事業概要≫

・府保健所を拠点として、本人・家族等に対し、訪問、専門職相談（医師・理学療法士・作業療法士・心理判定員等）、療育相談、学習交流会を実施

・在宅高度医療児が、在宅移行後、児の成長とともに必要となる保健、医療、福祉、教育等の様々なサービスについて、サービスの内容、サービスが必要となる時期、サービスを提供する関係機関を明確にするとともに、関係機関間でこれらの情報を共有するため、「小児在宅支援地域連携シート（府基本版）」の活用

（６）障がい・難病児等療養支援体制整備事業

　５８－１

（７）大阪府の小・中学校における医療的ケア

○市町村医療的ケア等実施体制サポート事業

≪事業概要≫

小中学校に勤務する看護師に対する医療講習会を実施。

「学校看護師」という職の普及・啓発を目的に、教職員、学校看護師（ナースセンターに登録中の求職者を含む）等を対象に実践報告会を実施。

医療的ケア児が在籍する小中学校に対し、学校における医療的ケアに造詣が深い医師等の専門家を派遣し、医療的ケア実施体制整備に係る指導助言を行う。

医療的ケア児の転入学に伴う施設整備等が必要な市町村に対して、その初期費用の一部について補助

医療的ケア児等への自立活動の指導充実や通学支援を行う市町村教育委員会に対して、その費用の一部について補助

　５９

（８）府立支援学校における医療的ケア

○医療的ケア実施体制整備事業

≪事業概要≫

　法定研修を含めた医療的ケアに関する研修会を看護協会等と連携して実施。

○安全対策事業

≪事業概要≫

　宿泊行事等の実施にあたり、看護師の付添いにかかる経費を措置。

○医師への相談事業

≪事業概要≫

　医療的ケアや整形外科的な対応が必要な幼児児童生徒の指導及び支援を行うために必要な医師への相談体制を整備。

（９）府立高等学校における医療的ケア

○障がいのある生徒の高校生活支援事業

≪事業概要≫

　医療的ケアを必要とする生徒が在籍する学校に、専門的知識と技術のある看護師を配置。

　５９－１

府立学校において、通学中に医療的ケアが必要なため、通学が困難な児童生徒の学習機会を保障します。

≪対象者≫

・府立学校に在籍していること

・一年間、登下校中に次の医療的ケアが何度も必要となるため、通学が

困難な状態にあり、通学を安全に行うとともに、学校での万全な医療的

ケア体制を確保することができると府教委、学校長が判断していること。

① 口腔内又は鼻腔内の喀痰〔かくたん〕吸引

② 気管カニューレ内部等の喀痰吸引

③ 酸素療法や人工呼吸器の管理等

④ ①から③と同等の医療的ケア

≪実施する医療的ケア≫

・上記①～④に係る主治医の指示（指示書）に基づく医療的ケア

・ただし、介護職員が対象児童生徒に実施する医療的ケアは、認定特定

行為業務従事者認定証に記載のある行為とする。

≪問い合わせ窓口≫

大阪府教育庁　教育振興室　支援教育課　生徒支援グループ

TEL:06-6941-0618　FAX:06-6944-6888

（10）府立学校医療的ケア通学支援事業

　６０